



令和7年11月21日

令和7年大分市佐賀関大規模火災義援金の募集等について

社会福祉法人大分県共同募金会では、大分市佐賀関で11月18日に発生した大規模火災により、多数の家屋が焼失するなど甚大な被害があり、災害救助法が適用されたことから、被災者支援のために県内外に義援金の募集を行うほか、災害復旧のための災害ボランティアセンターの運営を財政面で支援するなど、復旧・復興に取り組めます。

社会福祉法人 大分県共同募金会
会長 永松 悟

I 令和7年大分市佐賀関大規模火災義援金の募集について

(1) 受付期間 令和7年11月21日(金)から12月19日(金)まで
(受付期間は、延長されることがあります。)

(2) 受入口座

- | | | |
|-----------|------|----------------|
| ① ゆうちょう銀行 | 口座番号 | 00990-4-213676 |
| | 名 義 | 大分県共募佐賀関火災義援金 |
| ② 大分銀行 | 支店名 | ソーリン支店 |
| | 口座番号 | 7783061 |
| | 名 義 | 社会福祉法人大分県共同募金会 |
| | 会長 | 永松 悟 |

※各銀行の窓口からの振込は、手数料が免除されます。

(3) 税制優遇措置

この義援金は、一般の共同募金と同様に寄付金控除（個人）や全額損金算入（法人）の措置が受けられます

(4) その他の受付窓口

本所及び県内の各市町村社会福祉協議会（共同募金委員会）において、災害義援金の受付を行います。

※ いただいた義援金については、県が設置する義援金配分委員会で配分を決定し、市を経由して、被災者に配分されます。

(詳細は別紙「令和7年大分市佐賀関大規模火災義援金」募集要綱参照)

Ⅱ 赤い羽根共同募金の災害等準備金の拠出について

本会では、毎年度、大規模災害に備えて災害等準備金を積み立てています。今回の大規模火災に災害救助法が適用されたことから、災害等準備金の一部を被災者支援のために大分市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの運営のために拠出することとします（災害ボランティアセンターは現在設置準備中です。）。

Ⅲ 募金活動の実施について

大規模火災からの復旧及び被災者の支援のため、赤い羽根共同募金及び災害義援金の募金活動を、(株)大分フットボールクラブ及び大分大学（手話サークルたなごころ）のご協力により、大分トリニータのホームゲームに合わせて、下記のとおり募金活動を実施します。

(1) 赤い羽根街頭募金

日 時 令和7年11月23日（日） 10:30～13:10

場 所 クラサスドーム大分 西口入口受付付近

※ 募金の一部は、大分市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営に助成されます

※ 本街頭募金は、大分県が運営する健康アプリ「あるとっく」の健康ポイントの対象となっています。

(2) 災害義援金募金活動

日 時 令和7年11月23日（日） 10:30～15:00

場 所 クラサスドーム大分 西口階段踊り場前

※ 義援金は、県が設置する義援金配分委員会で配分を決定し、市を経由して、被災者に配分されます。

【問合わせ先】

社会福祉法人 大分県共同募金会 （細川、松尾）
大分市大津町2-1-41 県総合社会福祉会館3階
TEL 097-552-2371